

福岡県公報

平成二十八年八月十九日
第三千八百十九号
増刊
①

目次

規則(第六十号)

○福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (福祉総務課) ……………

正誤

○福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則(平成27年10月福岡県規則第57号) 中正誤 ……………

規則

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十八年八月十九日

福岡県知事 小川 洋

福岡県規則第六十号

福岡県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

福岡県災害救助法施行細則(昭和四十年福岡県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二の項(2)中「二、六二一、〇〇〇円」を「二、六六〇、〇〇〇円」に改め、同表三の項(1)ウ中「一、〇八〇円」を「一、一一〇円」に改め、同表四の項(3)アの表中「一八、三〇〇円」を「一八、四〇〇円」に、「二三、五〇〇円」を「二三、七〇〇円」に、「三四、六〇〇円」を「三四、九〇〇円」に、「四一、五〇〇円」を「四一、八〇〇円」に、「五二、六〇〇円」を「五三、〇〇〇円」に、「七、七〇〇円」を「七、八〇〇円」に、「三〇、二〇〇円」を「三〇、四〇〇円」に、「三九、二〇〇円」を「三九、五〇〇円」に、「五四、六〇〇円」を「五五、〇〇〇円」に、「六三、八〇〇円」を「六四、三〇〇円」に、「八〇、三〇〇円」を「八〇、九〇〇円」に、「一一、

〇〇〇円」を「一一、一〇〇円」に改め、同項(3)イの表中「八、〇〇〇円」を「八、一〇〇円」に、「一二、〇〇〇円」を「一二、一〇〇円」に、「一四、六〇〇円」を「一四、七〇〇円」に、「一八、五〇〇円」を「一八、六〇〇円」に、「九、七〇〇円」を「九、八〇〇円」に、「一二、六〇〇円」を「一二、七〇〇円」に、「一七、九〇〇円」を「一八、〇〇〇円」に、「二一、二〇〇円」を「二一、四〇〇円」に、「二六、八〇〇円」を「二七、〇〇〇円」に改め、同表七の項(2)中「五六七、〇〇〇円」を「五六六、〇〇〇円」に改め、同表九の項(1)中「特別支援学校の小学部児童」を「義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童」に改め、「中学校生徒(」の下に「義務教育学校の後期課程、」を加え、「中学部生徒」を「中学部の生徒」に改め、同項(3)イ中「四、二〇〇円」を「四、三〇〇円」に、「四、五〇〇円」を「四、六〇〇円」に、「四、九〇〇円」を「五、〇〇〇円」に改め、同表十の項(3)中「二〇八、七〇〇円」を「二一〇、四〇〇円」に、「一六七、〇〇〇円」を「一六八、三〇〇円」に改め、同表十三の項(2)中「一三四、三〇〇円」を「一三四、八〇〇円」に改める。
別表第三の一の項(1)ア中「二四、六〇〇円」を「二四、〇〇〇円」に改め、同項(1)イ中「一八、一〇〇円」を「一七、九〇〇円」に改め、同項(1)ウ中「一八、三〇〇円」を「一七、八〇〇円」に改め、同項(1)オ中「一六、八〇〇円」を「一六、五〇〇円」に改め、同項(1)カ中「一八、六〇〇円」を「一九、九〇〇円」に改め、同項(1)キ中「一七、九〇〇円」を「一九、〇〇〇円」に改め、同項(1)ク中「一八、四〇〇円」を「一九、五〇〇円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

| | |
|--------------------------|-------------|
| 27 ・ 10 ・ 23 | 発行年月日 |
| 3738 増刊① | 番公 号報 |
| 規則 | 種 類 |
| 57 | 番同 号上 |
| 2 | ペ ー ジ |
| | 上 欄 |
| ○ | 下 |
| 4 | 行 |
| | 備 考 |
| (3) 抜き出し | 正 |
| (3) 抜き出し | 誤 |

○ 正 誤

正 誤